

第3節 災害情報の収集・伝達・活用・広報

3. 1 被害情報の収集・伝達

被害情報は下記のようにさまざまなルートから本部室に入った。

- ・ 参集職員が参集する間に収集し、「被災情報収集カード」に記載し本部に提出するもの
- ・ 地区区長、町内会長から電話等によりもたらされるもの
- ・ 避難所において、職員が被災者から聞き取りしたもの
- ・ 自衛隊の偵察、警察消防などの調査によるもの

関係機関への情報伝達は、ファックス、電話により行われた。特に、石川県災害対策本部へは、県の総合防災システムを通じて伝達された。

※別紙本部記入用
入力番号: -

通報者	区長・市会議員 (氏名) その他・不明	発見 時間	西暦	携帯・デジカメ・写真・なし ※写真等から被災場所等を付してメール願います アドレス: bouzai@city.wajina.lg.jp
-----	------------------------	----------	----	---

※該当項目のみ記載(被災場所・世帯主・所有者が異なる場合は別紙に記載してください。)

被災場所	輪島市			
被災区分	人的被害	(住 家)	非住家建物	田・畑等
被災者・被災物件	被災者数(人)	2F 木造・非木造 (住居者数 5人)	公称施設・作業所・物置 他(蔵)	田・畑・樹園地・ハウス 他()
被災種別	死亡・行方不明 ・重傷・軽傷	全壊・半壊・一部破損 床上浸水・床下浸水・火災	全壊・半壊・一部破損 床上浸水・床下浸水・火災	崩土・流失・埋没・冠水・倒壊・その他()
備 考	被災者名 (被災箇所) () () () () ()	(概略図・詳細情報・必要な対応等) 柱に亀裂、内壁がはくずく、外壁がはくずく、柱がズレ、蔵と住宅が倒れかかった、危険な状態、2Fの床が抜けている、外壁内装がはくずく、傾いている、基礎部分に亀裂、破損している。		
緊急度⇒	大			

住家 蔵
— 一体になっている。

受付 3月31日 1時15分

済

図 3.1.1 被災情報収集カード様式

(出典) 輪島市提供資料

3. 2 マスコミへの情報提供・共有

マスコミへの情報提供は、政府では気象庁の地震についての記者会見や、官房長官による緊急参集チームの解散後の記者会見が地震発生から2時間以内で開催され、関係省庁でも随時、会見や資料配付がなされた。災害時における官邸の危機管理センターは非公開だが、内閣府の関係省庁連絡会議は、冒頭の撮影が可能になっている。

一方、石川県は災害対策の会議を公開した。これは、北朝鮮のミサイル発射情報によって開催した会議などのところからの通例で、県庁での災対本部会議では、知事が部局長に対して「もっと柔軟な対応をしろ」などと厳しく指摘する場面まで公開された。また、28日から輪島市役所で始まった県が主催の県・市合同会議も公開された。

県・市合同会議は、衛星中継のテレビ会議システムを使って、首相官邸や霞が関の各省庁、県庁にも中継されていた。現地で公開されていたため、内閣府の会議室でマスコミにも公開されていた。行政や企業の防災の実務者向けメディアである時事通信の「防災リスクマネジメントWeb」では、毎日、会議の詳細を報道¹⁾しており、パソコンの画面を見続けていられない関係省庁の担当者や災害対策の専門家たちからは、「現場の自治体の対応状況がここまで即時的に分かったことはない」などという声が聞かれた。

輪島市は、本庁と門前支所の災害対策本部や本部員会議は非公開(写真)だったが、定期的な情報提供を報道控え室で行っていた。輪島市門前支所には、自衛隊出身の危機管理部門の責任者を派遣して対応したため、情報提供なども含めた混乱は最小限で済んだという。発災直後には輪島市役所前を中継車が占拠したが、数日後には道路をはさんだ別の駐車場への移動が行われた。また、取材が輪島市に集中したこともあり、穴水町や七尾市は災害対策本部室の出入りは自由で、本部員会議も公開していた。

自治体から住民への直接の情報提供では、輪島市で観光案内に使われていた携帯向けサイトを被災後に切り替えて住民向けの情報提供を行っており、被災直後はある程度、ホームページなどでも情報提供が行われていた。

輪島市や穴水町などの被災が激しかった地域では、コミュニティFMやケーブルテレビといった地域密着型のメディアがなく、既存メディアが住民の生活再建支援に役立つ情報提供を継続的に行う事例は見られなかった。



写真 3.2.1 (左) 輪島市役所の災対本部出入口 (3月26日、撮影：消防科学総合センター)

写真 3.2.2 (中) 輪島市役所での記者会見の様子 (3月26日、撮影：消防科学総合センター)

写真 3.2.3 (右) 輪島市門前支所の災害対策本部入口 (4月18日、撮影：蓮本浩介氏)

(出典) 1) 防災リスクマネジメントWebで報道された県市合同会議の会議記録

3. 3 地震災害対策広報の発行

輪島市においては、地震後「地震災害対策広報」と名付けた広報紙が特別号も含めて8回発行され、市民への周知が図られた。各号の主な掲載項目は表3.3.1のとおりである。

表3.3.1 地震災害対策広報の主な掲載項目

	発行日	大見出し	掲載項目
第1号	平成19年4月2日	り災証明と支援策(速報)	☐ 市長からのメッセージ ☐ 被害状況 ☐ 経過報告 ☐ 地震被災後の建築物の判定(応急危険度判定とり災証明のための被災家屋の被害程度調査との違い・便乗詐欺への注意) ☐ り災証明発行までの流れ ☐ 応急仮設住宅への入居希望調査 ☐ 地震被害者支援内容(速報)
第2号	平成19年4月12日	応急仮設住宅の正式な入居申し込みが始まります	☐ 申し込み方法 ☐ 申込書様式
第3号	平成19年4月16日	被災者生活再建支援窓口を開設します	☐ 窓口で取り扱う支援制度 ☐ 支援制度の適用早見表 ☐ 支援窓口について ☐ 被災者生活再建支援窓口で取り扱う支援制度一覧
第4号	平成19年5月1日	能登半島地震義援金の配分について	☐ 配分についての解説 ☐ 配分申請書様式
第5号	平成19年5月18日	市税等の減免について	☐ 固定資産税・都市計画税 ☐ 個人市民税 ☐ 国民健康保険税 ☐ 介護保険料 等 ☐ 住宅の応急修理制度
特別号	平成19年6月7日	被災者支援に関する支援制度等のお知らせ	☐ 経済・生活面の支援 ☐ 住まいの確保・再建のための支援 ☐ 中小企業・自営業への支援
特別号	平成19年11月1日	能登半島地震復興基金メニューのご案内	☐ 被災者の住宅再建支援に関するもの ☐ 地域コミュニティの機能回復に関するもの ☐ 農林漁業者の支援に関するもの 等
特別号	平成20年2月1日	能登半島地震被災者支援制度等のお知らせ	☐ 国の被災者生活再建支援制度について(制度改正の概要等) ☐ 市と県の被災者生活再建支援制度について ☐ 支援金の交付・申請手続きについて ☐ 支援金の申請期日について ☐ 支援金一覧表 等